

終身共済事業細則新旧比較対照表（抜粋）

新条文	旧条文
<p>（被共済者となることができない職業）</p> <p>第4条 規約第7条（被共済者の範囲）第3項に定める「細則に定める被共済者となることができない職業」とは、次の各号のとおりです。</p> <p>(1) オートテスター（自動車・オートバイ）その他これに類するもの</p> <p>(2) 自動車競走選手、オートバイ競走選手、その他これに類するもの</p> <p>(3) その他前2号と同程度に危険性が高い職業に従事するもの</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>（被共済者となることができない職業）</p> <p>第4条 規約第7条（被共済者の範囲）第3項に定める「細則に定める被共済者となることができない職業」とは、次の各号に定めるものとします。</p> <p>(1) オートテスター（自動車・オートバイ）その他これに類するもの</p> <p>(2) 自動車競走選手、オートバイ競走選手、その他これに類するもの</p> <p>(3) その他前2号と同程度に危険性が高い職業に従事するもの</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>（共済金額を制限する職業）</p> <p>第5条 規約第47条（死亡共済金額および重度障害共済金額）第3項、第52条（疾病入院共済金額）第3項、第56条（疾病手術共済金額）第3項、第61条（災害入院共済金額）第3項および第65条（災害手術共済金額）第3項の「細則に定める共済金額を制限する職業」とは、次の各号のとおりです。</p> <p>(1) 前条に定める職業以外のスポーツ競技を職業とするもの</p> <p>(2) 登山家、登山ガイド</p> <p>(3) 潜水、潜函、サルベージ等に従事するもの</p> <p>(4) 木材、石材、土砂、砂利の採取、運搬に従事するもの</p>	<p>（共済金額を制限する職業）</p> <p>第5条 規約第47条（死亡共済金額および重度障害共済金額）第3項、第52条（疾病入院共済金額）第3項、第56条（疾病手術共済金額）第3項、第61条（災害入院共済金額）第3項および第65条（災害手術共済金額）第3項の「細則に定める共済金額を制限する職業」とは、次の各号に定めるものとします。</p> <p>(1) 前条に定める職業以外のスポーツ競技を職業とするもの</p> <p>(2) 登山家、登山ガイド</p> <p>(3) 潜水、潜函、サルベージ等に従事するもの</p> <p>(4) 木材、石材、土砂、砂利の採取、運搬に従事するもの</p>

新条文	旧条文
<p>(5) 坑内、隧道（トンネル）内作業に従事するもの (6) ハイヤー、タクシー運転手 (7) その他前6号と同程度に危険性が高い職業に従事するもの</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>(5) 坑内、隧道（トンネル）内作業に従事するもの (6) ハイヤー、タクシー運転手 (7) その他前6号と同程度に危険性が高い職業に従事するもの</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>(共済契約の申込みの撤回)</p> <p>第7条 規約第12条（共済契約の申込み）第6項の規定により共済契約の申込みの撤回をする場合には、共済契約申込者は、書面またはこの会の定める電磁的方法により次の各号の内容および申込みを<u>取り消す</u>旨をこの会に示すものとします。</p> <p>(1) 共済契約の種類および共済金額 (2) 申込日 (3) 共済契約申込者の氏名および住所 (4) 被共済者の氏名</p>	<p>(共済契約の申込みの撤回)</p> <p>第7条 規約第12条（共済契約の申込み）第6項の規定により共済契約の申込みの撤回をする場合には、共済契約申込者は、書面またはこの会の定める電磁的方法により次の各号の内容および申込みを<u>取消す</u>旨をこの会に示すものとし</p> <p>(1) 共済契約の種類および共済金額 (2) 申込日 (3) 共済契約申込者の氏名および住所 (4) 被共済者の氏名</p>
<p>(生年月日および性別の訂正)</p> <p>第8条 規約第12条（共済契約の申込み）第8項にもとづき、被共済者の生年月日または性別に誤りがあった場合には、この会は、被共済者の正しい生年月日または性別にもとづいて共済掛金を訂正し、すでに払い込まれた<u>〔削除〕</u>共済掛金に過不足があるときは、その超過分を共済契約者に払い戻し、または不足分を追徴します。</p>	<p>(生年月日および性別の訂正)</p> <p>第8条 規約第12条（共済契約の申込み）第8項にもとづき、被共済者の生年月日または性別に誤りがあった場合には、この会は、被共済者の正しい生年月日または性別にもとづいて共済掛金を訂正し、すでに払い込まれた<u>当該共済契約</u>の共済掛金に過不足があるときは、その超過分を共済契約者に払い戻し、または不足分を追徴します。</p>
<p>(条件付加入制度)</p> <p>第9条 <u>〔中略〕</u></p>	<p>(条件付加入制度)</p> <p>第9条 <u>〔中略〕</u></p>

新条文	旧条文
<p>2. 前項の規定により共済契約を<u>申し込む</u>場合、共済契約申込者または被共済者になる者は、この会が所定の書面で追加質問した事項について、その書面で事実を告知しなければなりません。また、共済契約申込者は、あわせて免責に関する同意書を提出することを要します。</p> <p>3. 第15条（移行契約）の規定により共済契約を締結するにあたって、移行前の契約が【削除】条件付加入契約【削除】である場合には、移行契約においても引き続き同一内容の条件を付します。条件を付す期間については、【削除】条件付加入契約【削除】の申込日から起算します。</p> <p>4. 規約第54条（疾病入院共済金）第8項の規定にかかわらず、【削除】条件付加入契約【削除】の被共済者が、次の各号のいずれかに該当する場合、免責に同意している疾病（以下「免責疾病」といいます。）以外の疾病による入院期間について共済金を支払います。</p> <p>(1) 【削除】免責疾病【削除】による入院を開始したときに【削除】免責疾病【削除】以外の疾病を併発していたとき</p> <p>(2) 【削除】免責疾病【削除】による入院中に、【削除】免責疾病【削除】以外の疾病を併発したとき</p>	<p>2. 前項の規定により共済契約を<u>申込み</u>場合、共済契約申込者または被共済者になる者は、この会が所定の書面で追加質問した事項について、その書面で事実を告知しなければなりません。また、共済契約申込者は、あわせて免責に関する同意書を提出することを要します。</p> <p>3. 第15条（移行契約）の規定により共済契約を締結するにあたって、移行前の契約が「<u>条件付加入契約</u>」である場合には、移行契約においても引き続き同一内容の条件を付します。条件を付す期間については、「<u>条件付加入契約</u>」の申込日から起算します。</p> <p>4. 規約第54条（疾病入院共済金）第8項の規定にかかわらず、「<u>条件付加入契約</u>」の被共済者が、次の各号のいずれかに該当する場合、免責に同意している疾病（以下「免責疾病」といいます。）以外の疾病による入院期間について共済金を支払います。</p> <p>(1) 「<u>免責疾病</u>」による入院を開始したときに「<u>免責疾病</u>」以外の疾病を併発していたとき</p> <p>(2) 「<u>免責疾病</u>」による入院中に、「<u>免責疾病</u>」以外の疾病を併発したとき</p>
<p>(特定疾病加入制度)</p> <p>第10条 【中略】</p> <p>2. 前項の規定により共済契約を<u>申し込む</u>場合、共済契約申込者または被共済者になる者は、この会が所定の書</p>	<p>(特定疾病加入制度)</p> <p>第10条 【中略】</p> <p>2. 前項の規定により共済契約を<u>申込み</u>場合、共済契約申込者または被共済者になる者は、この会が所定の書面で</p>

新条文	旧条文
<p>面で追加質問した事項について、その書面で事実を告知しなければなりません。</p>	<p>追加質問した事項について、その書面で事実を告知しなければなりません。</p>
<p>(共済掛金が未払となった場合の払込票扱い)</p> <p>第11条 共済契約者は、規約第12条（共済契約の申込み）第4項および第15条（共済掛金の払込方法および払込期日）第2項に定める「第18条（共済掛金の払込経路）に定める払込経路、またはこの会が指定する場所」に予定していた共済掛金の<u>払込み</u>ができなかった場合、規約第19条（共済掛金の口座振替）第4項、第6項および第7項、ならびに第101条（共済掛金の払込み）第2項の規定にかかわらず、この会が指定する払込票またはクレジットカード等で共済掛金を払い込むこと（以下「払込票扱い」といいます。）ができます。2つ以上の共済契約の共済掛金を合算して払い込む場合、共済契約者は対象となる共済契約を指定したうえで、共済掛金を払い込むことができます。ただし、この会の会員が共済掛金の払込票扱いに対応しており、かつこの会の会員ごとに定める払込経路による場合に限り、</p> <p>2. 初回掛金の払込票扱いの取扱いは次の各号のとおりです。</p> <p>(1) 支払期限は、規約第12条（共済契約の申込み）第4項に定めるとおりとします。</p> <p>(2) 翌月以降払い込むべき共済掛金がある場合でも、初回掛金のみを払込票扱いで払い込むことができます。</p>	<p>(共済掛金が未払となった場合の払込票扱い)</p> <p>第11条 共済契約者は、規約第12条（共済契約の申込み）第4項および第15条（共済掛金の払込方法および払込期日）第2項に定める「第18条（共済掛金の払込経路）に定める払込経路、またはこの会が指定する場所」に予定していた共済掛金の<u>払い込み</u>ができなかった場合、規約第19条（共済掛金の口座振替）第4項、第6項および第7項、ならびに第101条（共済掛金の払込み）第2項の規定にかかわらず、この会が指定する払込票またはクレジットカード等で共済掛金を払い込むこと（以下「払込票扱い」といいます。）ができます。2つ以上の共済契約の共済掛金を合算して払い込む場合、共済契約者は対象となる共済契約を指定したうえで、共済掛金を払い込むことができます。ただし、この会の会員が共済掛金の払込票扱いに対応しており、かつこの会の会員ごとに定める払込経路による場合に限り、</p> <p>2. 初回掛金の払込票扱いの取扱いは次の各号のとおりです。</p> <p>(1) 支払期限は、規約第12条（共済契約の申込み）第4項に定めるとおりとします。</p> <p>(2) 翌月以降払い込むべき共済掛金がある場合でも、初回掛金のみを払込票扱いで払い込むことができます。</p>

新条文	旧条文
<p>(3) 払込票扱いで共済掛金が払い込まれた場合、規約第 19 条（共済掛金の口座振替）第 2 項に定める初回掛金の振替日に共済掛金の<u>払込み</u>がされたものとみなします。</p> <p>3. 第 2 回目以後の共済掛金における払込票扱いの取扱いは次の各号のとおりです。</p> <p>(1) 支払期限は、規約第 17 条（共済掛金の払込猶予期間）に定める払込猶予期間の最終日とします。</p> <p>(2) 月払の場合で、複数回において共済掛金の<u>払込み</u>ができていないときでも、未払込共済掛金を合算せず、払込月数を指定し、共済掛金を払い込むことができます。</p> <p>(3) 払込票扱いで共済掛金が払い込まれた場合、規約第 19 条（共済掛金の口座振替）第 2 項に定める第 2 回目以後の共済掛金の振替日に共済掛金の<u>払込み</u>がされたものとみなします。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>(3) 払込票扱いで共済掛金が払い込まれた場合、規約第 19 条（共済掛金の口座振替）第 2 項に定める初回掛金の振替日に共済掛金の<u>払い込み</u>がされたものとみなします。</p> <p>3. 第 2 回目以後の共済掛金における払込票扱いの取扱いは次の各号のとおりです。</p> <p>(1) 支払期限は、規約第 17 条（共済掛金の払込猶予期間）に定める払込猶予期間の最終日とします。</p> <p>(2) 月払の場合で、複数回において共済掛金の<u>払い込み</u>ができていないときでも、未払込共済掛金を合算せず、払込月数を指定し、共済掛金を払い込むことができます。</p> <p>(3) 払込票扱いで共済掛金が払い込まれた場合、規約第 19 条（共済掛金の口座振替）第 2 項に定める第 2 回目以後の共済掛金の振替日に共済掛金の<u>払い込み</u>がされたものとみなします。</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>（この会の実施する共済事業で通算した共済金額の最高限度）</p> <p>第 14 条 規約第 47 条（死亡共済金額および重度障害共済金額）、第 52 条（疾病入院共済金額）、および第 61 条（災害入院共済金額）の規定にかかわらず、被共済者 1 人における共済金額の最高限度は、次の各号のとおりとします。</p> <p>(1) 死亡共済金額および重度障害共済金額 発効日において満年齢が 15 歳未満の者の共済金額の</p>	<p>（この会の実施する共済事業で通算した共済金額の最高限度）</p> <p>第 14 条 規約第 47 条（死亡共済金額および重度障害共済金額）、第 52 条（疾病入院共済金額）、および第 61 条（災害入院共済金額）の規定にかかわらず、被共済者 1 人における共済金額の最高限度は、次の各号のとおりとします。</p> <p>(1) 死亡共済金額および重度障害共済金額 発効日において満年齢が 15 歳未満の者の共済金額の</p>

新条文	旧条文
<p>最高限度は、この会の実施する生命共済、こども共済、および学生総合共済（以下〔削除〕それぞれ「生命共済」、「こども共済」、「学生総合共済」といいます。）と通算して死亡共済金額（災害死亡共済金を含みます。）および重度障害共済金額（災害重度障害共済金を含みます。）それぞれ1,000万円とします。</p> <p>(2) 疾病入院共済金額および災害入院共済金額 生命共済またはこども共済およびこの会の実施する定期生命共済（以下〔削除〕「定期生命共済」といいます。）と通算して疾病入院共済金額および災害入院共済金額それぞれ23,000円とします。</p> <p>(3) 前2号にかかわらず、発効日において第5条（共済金額を制限する職業）に定める職業に従事している者の共済金額の最高限度は、定期生命共済と通算して死亡共済金額および重度障害共済金額1,000万円、疾病入院共済金額および災害入院共済金額各5,000円とします。</p>	<p>最高限度は、この会の実施する生命共済、こども共済、および学生総合共済（以下、それぞれ「生命共済」、「こども共済」、「学生総合共済」といいます。）と通算して死亡共済金額（災害死亡共済金を含みます。）および重度障害共済金額（災害重度障害共済金を含みます。）それぞれ1,000万円とします。</p> <p>(2) 疾病入院共済金額および災害入院共済金額 生命共済またはこども共済およびこの会の実施する定期生命共済（以下、「定期生命共済」といいます。）と通算して疾病入院共済金額および災害入院共済金額それぞれ23,000円とします。</p> <p>(3) 前2号にかかわらず、発効日において第5条（共済金額を制限する職業）に定める職業に従事している者の共済金額の最高限度は、定期生命共済と通算して死亡共済金額および重度障害共済金額1,000万円、疾病入院共済金額および災害入院共済金額各5,000円とします。</p>
<p>(移行契約) 第15条 〔中略〕 10. この会は、移行前の契約が無効となり、解約され、解除され、<u>取り消され</u>、効力を失いまたは消滅した場合には、移行はなされなかったものとして<u>取り扱</u>います。</p>	<p>(移行契約) 第15条 〔中略〕 10. この会は、移行前の契約が無効となり、解約され、解除され、<u>取消され</u>、効力を失いまたは消滅した場合には、移行はなされなかったものとして<u>取扱</u>います。</p>
<p>(共済金額の減額) 第16条 〔中略〕</p>	<p>(共済金額の減額) 第16条 〔中略〕</p>

新条文	旧条文
<p>2. 前項の規定により共済金額を減額する場合の減額の単位は、共済契約の種類ごとに次の各号のとおりとします。</p> <p>(1) 「終身生命共済」 共済金額の減額の単位は 100 万円とします。 ただし、別表第 1 「共済契約の型」第 1 項第 1 号に定める終身生命共済の型のうち、減額をおこなう共済契約の発効時年齢において発効可能な最も低い型の共済金額未満に減額することはできません。</p> <p>(2) 「終身医療共済」 共済金額の減額の単位は、別表第 1 「共済契約の型」第 1 項第 2 号に定める終身医療共済の型のうち、減額をおこなう共済契約の発効時年齢において発効可能な型とします。なお、疾病入院共済金、疾病手術共済金、災害入院共済金および災害手術共済金のいずれかの共済金額の減額があった場合には、すべての共済金について同時に同額の共済金額の減額を <u>おこないません</u>。</p>	<p>2. 前項の規定により共済金額を減額する場合の減額の単位は、共済契約の種類ごとに次の各号のとおりとします。</p> <p>(1) 「終身生命共済」 共済金額の減額の単位は 100 万円とします。 ただし、別表第 1 「共済契約の型」第 1 項第 1 号に定める終身生命共済の型のうち、減額をおこなう共済契約の発効時年齢において発効可能な最も低い型の共済金額未満に減額することはできません。</p> <p>(2) 「終身医療共済」 共済金額の減額の単位は、別表第 1 「共済契約の型」第 1 項第 2 号に定める終身医療共済の型のうち、減額をおこなう共済契約の発効時年齢において発効可能な型とします。なお、疾病入院共済金、疾病手術共済金、災害入院共済金および災害手術共済金のいずれかの共済金額の減額があった場合には、すべての共済金について同時に同額の共済金額の減額を <u>するものとします</u>。</p>
<p>(終身医療共済の解約返戻金)</p> <p>第 20 条 「終身医療共済」の共済契約においては、規約第 16 条（共済掛金の払込期間）第 1 項第 1 号に定める終身払および、第 2 号に定める短期払において <u>払込み</u> を終えていない場合は、解約返戻金（年払共済掛金の未経過共済掛金を除きます）を支払いません。</p>	<p>(終身医療共済の解約返戻金)</p> <p>第 20 条 「終身医療共済」の共済契約においては、規約第 16 条（共済掛金の払込期間）第 1 項第 1 号に定める終身払および、第 2 号に定める短期払において <u>払い込み</u> を終えていない場合は、解約返戻金（年払共済掛金の未経過共済掛金を除きます）を支払いません。</p>
<p>(重度障害の取扱い)</p>	<p>(重度障害の取扱い)</p>

新条文	旧条文
<p>第 29 条 規約別表第 1 「重度障害の定義」における「身体障害」には、不慮の事故等を直接の原因とする非器質性精神障害を<u>含みます</u>。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>第 29 条 規約別表第 1 「重度障害の定義」における「身体障害」には、不慮の事故等を直接の原因とする非器質性精神障害を<u>含むものとし</u>ます。</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>(障害等級の認定)</p> <p>第 30 条 規約第 49 条 (死亡共済金および重度障害共済金) における重度障害の等級の認定にあたっては、労働者災害補償保険法施行規則(昭和 30 年 <u>9 月 1 日</u>労働省令第 22 号) 第 14 条 (障害等級等) 第 2 項から第 4 項に準じておこないます。</p>	<p>(障害等級の認定)</p> <p>第 30 条 規約第 49 条 (死亡共済金および重度障害共済金) における重度障害の等級の認定にあたっては、労働者災害補償保険法施行規則 (昭和 30 年 <u>9 月 1 日</u>労働省令第 22 号) 第 14 条 (障害等級等) 第 2 項から第 4 項に準じておこないます。</p>
<p>(病院または診療所の定義)</p> <p>第 32 条 <u>第 31 条 (入院の定義) 第 1 項</u>、規約第 54 条 (疾病入院共済金) 第 1 項および第 63 条 (災害入院共済金) 第 1 項における「病院または診療所」とは、医療法に定める病院または患者の収容施設をもつ診療所です。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>(病院または診療所の定義)</p> <p>第 32 条 〔挿入〕 規約第 54 条 (疾病入院共済金) 第 1 項および第 63 条 (災害入院共済金) 第 1 項における「病院または診療所」とは、医療法に定める病院または患者の収容施設をもつ診療所です。</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>(「医師」他の定義)</p> <p>第 33 条 <u>第 29 条 (重度障害の取扱い) 第 2 項第 3 号、第 31 条 (入院の定義) 第 1 項、第 3 項、第 39 条 (すでに罹患していた疾病の定義) 第 1 項第 2 号</u>、規約第 54 条 (疾病入院共済金) 第 6 項、第 63 条 (災害入院共済金) 第 4 項および別表第 1 「重度障害の定義」における「医師」とは、医師法に定める医師または歯科医師法に定める歯科医師とします。なお、日本の医師または歯科</p>	<p>(「医師」他の定義)</p> <p>第 33 条 〔挿入〕 規約第 54 条 (疾病入院共済金) 第 6 項、第 63 条 (災害入院共済金) 第 4 項および別表第 1 「重度障害の定義」における「医師」とは、医師法に定める医師または歯科医師法に定める歯科医師とします。なお、日本の医師または歯科医師と同等であると認められる日本国外の医師または歯科医師を含みます。</p>

新条文	旧条文
<p>医師と同等であると認められる日本国外の医師または 歯科医師を含みます。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>〔以下略〕</p>
<p>(健康保険および公的医療保険制度の範囲)</p> <p>第34条 第31条(入院の定義)第4項および規約第58条(疾病手術共済金(2022年9月1日以前に発効した共済契約))第5項における「健康保険」、ならびに規約第59条(疾病手術共済金(2022年9月2日以後に発効した共済契約))第2項における「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律にもとづく医療保険制度によるものをいいます。なお、次のいずれかの法律にもとづく医療保険制度の適用が受けられる場合において労働者災害補償保険または自動車賠償責任保険を適用したときを含みます。</p> <p>(1) 健康保険法(大正11年<u>4</u>月22日法律第70号)</p> <p>(2) 国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)</p> <p>(3) 国家公務員共済組合法(昭和33年<u>5</u>月<u>1</u>日法律第128号)</p> <p>(4) 地方公務員等共済組合法(昭和37年<u>9</u>月<u>8</u>日法律第152号)</p> <p>(5) 私立学校教職員共済法(昭和28年<u>8</u>月21日法律第245号)</p> <p>(6) 船員保険法(昭和14年<u>4</u>月<u>6</u>日法律第73号)</p> <p>(7) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年<u>8</u>月17</p>	<p>(健康保険および公的医療保険制度の範囲)</p> <p>第34条 第31条(入院の定義)第4項および規約第58条(疾病手術共済金(2022年9月1日以前に発効した共済契約))第5項における「健康保険」、ならびに規約第59条(疾病手術共済金(2022年9月2日以後に発効した共済契約))第2項における「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律にもとづく医療保険制度によるものをいいます。なお、次のいずれかの法律にもとづく医療保険制度の適用が受けられる場合において労働者災害補償保険または自動車賠償責任保険を適用したときを含みます。</p> <p>(1) 健康保険法(大正11年<u>4</u>月22日法律第70号)</p> <p>(2) 国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)</p> <p>(3) 国家公務員共済組合法(昭和33年<u>5</u>月<u>1</u>日法律第128号)</p> <p>(4) 地方公務員等共済組合法(昭和37年<u>9</u>月<u>8</u>日法律第152号)</p> <p>(5) 私立学校教職員共済法(昭和28年<u>8</u>月21日法律第245号)</p> <p>(6) 船員保険法(昭和14年<u>4</u>月<u>6</u>日法律第73号)</p> <p>(7) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年<u>8</u>月17</p>

新条文	旧条文
<p>日法律第 80 号)</p> <p>(リビングニーズ共済金の額の計算方法)</p> <p>第 46 条 規約第 96 条 (リビングニーズ共済金) 第 2 項に定める共済金額から差し引く金額は次の各号に定める計算に基づく金額とします。</p> <p>(1) 共済金額から差し引く利息相当額は、<u>リビングニーズ共済金の請求を行う</u>共済契約の死亡共済金および重度障害共済金にかかる共済掛金の算出に使用する予定利率を用いて計算します。</p> <p>(2) 共済金額から差し引く共済掛金相当額は、当該共済契約に適用されている共済掛金のうち、共済金額に対応する部分を基礎として計算した、請求日の翌日以後最初に到来する払込応当日以後請求日の翌日から 6 ヶ月間に到来する発効日の月応当日の数に対応する月払共済掛金額から、前項に掲げる予定利率により計算した請求日から払込応当日までの期間の利息相当額を差し引いた額とします。</p>	<p>日法律第 80 号)</p> <p>(リビングニーズ共済金の額の計算方法)</p> <p>第 46 条 規約第 96 条 (リビングニーズ共済金) 第 2 項に定める共済金額から差し引く金額は次の各号に定める計算に基づく金額とするものとします。</p> <p>(1) 共済金額から差し引く利息相当額は、<u>当該</u>共済契約の死亡共済金および重度障害共済金にかかる共済掛金の算出に使用する予定利率を用いて計算します。</p> <p>(2) 共済金額から差し引く共済掛金相当額は、当該共済契約に適用されている共済掛金のうち、共済金額に対応する部分を基礎として計算した、請求日の翌日以後最初に到来する払込応当日以後請求日の翌日から 6 ヶ月間に到来する発効日の月応当日の数に対応する月払共済掛金額から、前項に掲げる予定利率により計算した請求日から払込応当日までの期間の利息相当額を差し引いた額とします。</p>
<p>(感染症における事故日の取扱い)</p> <p>第 47 条 規約別表第 2 「不慮の事故等の定義とその範囲」第 3 項に定める感染症については、当該感染症に罹患したことが判明した検査の実施日を規約および細則における不慮の事故等が発生した日として取り扱います。</p>	<p>(感染症における事故日の取扱い)</p> <p>第 47 条 規約別表第 2 「不慮の事故等の定義とその範囲」第 3 項に定める感染症については、当該感染症に罹患したことが判明した検査の実施日を規約および細則における不慮の事故等が発生した日として取扱います。</p>
<p>(契約者割戻金の割当て)</p> <p>第 48 条 規約第 69 条 (契約者割戻金) 第 1 項に定める「当該</p>	<p>(契約者割戻金の割り当て)</p> <p>第 48 条 規約第 69 条 (契約者割戻金) 第 1 項に定める「当該事</p>

新条文	旧条文
<p>事業年度末に有効な共済契約」とは、<u>当該</u>事業年度の決算日の24時までの効力を有する共済契約とします。</p> <p>2. 当該事業年度の決算日に有効であっても、共済掛金の<u>払込み</u>がなされていない共済契約については、共済掛金が払い込まれるまで割当対象共済契約から除きます。</p>	<p>業年度末に有効な共済契約」とは、<u>【挿入】</u>事業年度の決算日の24時までの効力を有する共済契約とします。</p> <p>2. 当該事業年度の決算日に有効であっても、共済掛金の<u>払い込み</u>がなされていない共済契約については、共済掛金が払い込まれるまで割当対象共済契約から除きます。</p>
<p>(据置割戻金に対する利息)</p> <p>第49条 規約第69条(契約者割戻金)第2項に定める「割当日」とは、当該事業年度の決算日の翌日をいい、割当日から1年以上据え置いた据置割戻金には、据置利息を<u>つけます</u>。</p>	<p>(据置割戻金に対する利息)</p> <p>第49条 規約第69条(契約者割戻金)第2項に定める「割当日」とは、当該事業年度の決算日の翌日をいい、割当日から1年以上据え置いた据置割戻金には、据置利息を<u>つけるもの</u>とします。</p>
<p>(電磁的方法による共済契約の申込み)</p> <p>第52条 <u>【中略】</u></p> <p>2. 前項の場合、共済契約申込者は、規約第19条(共済掛金の口座振替)第4項の規定にかかわらず、<u>払込みが</u>できなかった初回掛金を翌月以降払い込むべき共済掛金と合算して口座振替により払い込むことができます。この場合、同第2項に規定する振替日に共済掛金の<u>払込み</u>がされたものとみなします。なお、この<u>払込み</u>ができなかった場合の取扱いは、同第4項の規定を準用します。</p> <p><u>【以下略】</u></p>	<p>(電磁的方法による共済契約の申込み)</p> <p>第52条 <u>【中略】</u></p> <p>2. 前項の場合、共済契約申込者は、規約第19条(共済掛金の口座振替)第4項の規定にかかわらず、<u>払い込み</u>できなかった初回掛金を翌月以降払い込むべき共済掛金と合算して口座振替により払い込むことができます。この場合、同第2項に規定する振替日に共済掛金の<u>払い込み</u>がされたものとみなします。なお、この<u>払い込み</u>ができなかった場合の取扱いは、同第4項の規定を準用します。</p> <p><u>【以下略】</u></p>
<p>(電磁的方法による共済契約の手続き)</p> <p>第53条 共済契約者は、次に掲げる事項については、この会<u>の</u><u>定める所定の書面</u>の提出に代えて、次項、第3項、第</p>	<p>(電磁的方法による共済契約の手続き)</p> <p>第53条 共済契約者は、次に掲げる事項については、この会<u>所</u><u>定の書類またはこの会が定める書式</u>の提出に代えて、次</p>

新条文	旧条文
<p>4項または第5項に定める方法により手続きをおこなうことができます。</p> <p>(1) 規約第9条（共済金受取人）第4項に定める死亡共済金受取人の指定または変更</p> <p>(2) 規約第10条（共済金受取人の代理人）第1項に定める指定代理請求人の指定または変更</p> <p>(3) 規約第26条（共済契約者の通知義務）第1項に定める共済契約者等の氏名の変更</p> <p>(4) 規約第26条（共済契約者の通知義務）第1項に定める住所の変更</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>項、第3項、第4項または第5項に定める方法により手続きをおこなうことができます。</p> <p>(1) 規約第9条（共済金受取人）第4項に定める死亡共済金受取人の指定または変更</p> <p>(2) 規約第10条（共済金受取人の代理人）第1項に定める指定代理請求人の指定または変更</p> <p>(3) 規約第26条（共済契約者の通知義務）第1項に定める共済契約者等の氏名の変更</p> <p>(4) 規約第26条（共済契約者の通知義務）第1項に定める住所の変更</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>（電磁的方法による契約者割戻金の支払い）</p> <p>第54条 共済契約者は、契約者割戻金の支払方法について、この会の定める電磁的方法によりこの会に通知することで、「この会の会員の扱う電子マネーへの振替え」または「この会の会員の扱うポイントへの振替え」（以下〔削除〕総じて「電子マネー等への振替え」）とすることができます。</p> <p>2. 前項に定める電子マネー等への振替えによる契約者割戻金の支払いは、この会の会員が電子マネー等への振替えによる契約者割戻金の支払いに対応している場合に限ります。</p>	<p>（電磁的方法による契約者割戻金の支払い）</p> <p>第54条 共済契約者は、契約者割戻金の支払方法について、この会の定める電磁的方法によりこの会に通知することで、「この会の会員の扱う電子マネーへの振替」または「この会の会員の扱うポイントへの振替」（以下、総じて「電子マネー等への振替」）とすることができます。</p> <p>2. 前項に定める電子マネー等への振替による契約者割戻金の支払いは、この会の会員が電子マネー等への振替による契約者割戻金の支払いに対応している場合に限ります。</p>
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p style="text-align: center;"><u>（2024年（令和6年）5月30日細則一部改正）</u></p>	<p style="text-align: center;">〔新設〕</p>

新条文	旧条文
<u>(施行期日)</u> <u>1. この細則は2024年9月1日より施行します。</u>	